

令和7年度甲斐市サクラまつり関係業務

＜企画運営＞

公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

甲斐市サクラまつり実行委員会

1 目 的

この「令和7年度甲斐市サクラまつり関係業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、甲斐市サクラまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「甲斐市サクラまつり」に係る契約候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル選定方式を実施し、提案業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 業務の概要

（1）業務名

令和7年度甲斐市サクラまつり関係業務＜企画運営＞

（2）業務目的

市の花「サクラ」の開花時期に合わせたイベントを通じて、家族が集い、楽しく、長く滞在してサクラを愛でることで、心の安らぎや市への愛着心を醸成する。

また、家族、地域、行政が一体となり郷土を育み、次代を担う子どもたちの健全な育成を推進する。

（3）業務内容

「令和7年度甲斐市サクラまつり関係業務＜企画運営＞仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（4）実施日

イベント実施日は、令和8年3月22日（日）とする。

（5）履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年3月27日（金）とする。

（6）履行場所

会場は赤坂台総合公園（山梨県甲斐市竜王338-2）とする。

（7）提案上限額

委託料の提案上限額は9,100千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、甲斐市からの補助金及び出店者出店料、協賛団体協賛金などを収入とする実行委員会が受託者に支払う委託料である。

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

出店者出店料や協賛団体協賛金などが実行委員会の想定額を超えた場合は、本事業の出店者及び協賛団体の関連経費に充てるとともに新たな企画等を追加するなど実行委員会と協議のうえ契約内容等を変更できるものとする。

3 参加形態

このプロポーザルに参加しようとする者は、法人（単独で参加する場合は協力会社の参加を認める）又は複数の法人を構成員とする自主結成の共同企業体とする。共同企業体として当該プロポーザルに参加する場合は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とし、共同企業体は本実行委員会が当該業務の契約を締結するまで存続するものとする。

- （１）代表者となる法人を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務遂行にかかる全てに責任を持つこと。また、構成員は、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を参加表明書及び宣誓書の提出時に提出すること。
- （２）代表者となる法人は、山梨県内に本店、又は営業所を有すること。
- （３）参加表明書及び宣誓書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
- （４）共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の参加者（他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。
- （５）共同企業体協定書の写しは、契約締結時まで提出すること。
- （６）選定されなかった共同企業体の代表者及び構成員は、選考された受託事業者の本業務の実施について支援・協力を行うことは可能とする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、第１号の要件は代表者が満たすもの、第２号から第７号の要件は代表者及び構成員が全て満たすもの、第８号の要件は代表者または構成員のいずれかが満たすものとする。

- （１）代表者となる法人は、山梨県内に本店、又は営業所を有すること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当しない者であって、同条第２項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- （５）国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- （６）暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- （７）参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。

- (8) 国又は地方公共団体が発注する同種事業又は類似事業を令和元年度以降に受注し、かつ履行した実績を有していること。

5 参加に係る必要書類の提出

3及び4の要件を満たし、当該プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

(1) 参加表明書及び宣誓書の提出

①提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時まで

②受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日は除く）

③提出方法

甲斐市サクラまつり実行委員会事務局へ持参又は郵送にて提出すること。

（〒400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 甲斐市市民生活部市民協働推進課内）

④提出書類

ア 参加表明書及び宣誓書

参加申込を行う場合、参加表明書及び宣誓書には代表者印を押印し、会社概要が確認できるパンフレット等を添付すること。

（単独の法人で参加申込を行う場合）

参加表明書及び宣誓書（第2号様式）を提出すること。

※協力会社がある場合は、協力会社届出書（第4号様式）も提出すること。

（共同企業体で参加申込を行う場合）

参加表明書及び宣誓書（第2号様式）、共同企業体届出書兼委任状（第5号様式）を提出すること。

イ 業務実績書（第3号様式）

令和元年度以降で国又は地方公共団体等が発注した類似業務を、元請けとして受託した履行実績（5件以内）を記入すること。

⑤提出部数

各1部提出すること。

(2) 企画提案書等必要書類の提出

当該プロポーザルに参加表明書の提出を行った者1者につき1提案とし、次のとおり提出すること。

①提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

②受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日は除く）

③提出方法

甲斐市サクラまつり実行委員会事務局へ持参又は郵送にて提出すること。

(〒400-0192山梨県甲斐市篠原2610番地 甲斐市市民生活部市民協働推進課内)

※郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること

④提出書類及び提出部数

No.	名称	様式及び添付書類	提出部数
1	提出届出書 (第6号様式)	提出届出書 (第6号様式)	1部
2	企画提案書	企画提案書 (任意様式) 提案書記載項目一覧(別紙1)の注意事項を確認して、項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 用紙はA4版縦、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。 資料 (任意様式) 企画提案書とは別に、次の資料をA3版横(片面印刷)、横書きで作成すること(企画提案書の枚数には含めないものとする)。 ・会場設営イメージ図(配置が分かる平面図) ・当日の詳細スケジュール 見積書 (任意様式) 見積金額には、消費税及び地方消費税を含めること 内訳を明確に記載すること。	正本1部 副本10部
3	業務実施体制 (第7号様式)	業務実施体制 (第7号様式) 契約締結後における業務の実施体制(担当者等の氏名、経験及び担当する業務)について記述すること。	1部
4	業務工程表	任意様式 (1枚) 用紙はA3版横、横書きでスケジュール、実行委員会としてプロポーザル参加者の役割、分担等を記載すること。	1部

⑤その他

提出する書類は左綴じで提出し、提出した全ての書類(参加申込時に提出した書類を含む)を電子ファイル化(PDF形式)し、提出すること。

6 質問の受付及び回答方法

(1) 質問の受付

①提出期限

令和7年11月27日（木）午後5時まで

②提出方法

質問書（第1号様式）により、電子メールにて提出すること。

（メールアドレス：kouryuu@city.kai.yamanashi.jp）

(2) 回答方法

①回答期日

令和7年11月28日（金）に、甲斐市ウェブページに掲載する。

②留意事項

実施要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

7 選考方法

(1) 優先受託候補事業者の選考

優先受託候補事業者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づき提案された内容について、「甲斐市サクラまつり実行委員会関係業務受託事業者選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査し、「優先受託候補事業者の選考方法（別紙2）」より、選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先受託候補事業者として選考し、次に高い者を次点受託候補事業者として選考する。ただし、受託候補事業者となるには、技術点の合計平均点が54点以上でなければならない。53点以下の場合は、受託候補事業者とするか審議する。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、審査委員会は、優先受託候補事業者について、実行委員会に報告を行う。

(2) 審査日時等

審査は非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、次の内容で実施する。

①日時等（予定）

令和7年12月11日（木）

※時間・会場等の詳細は、後日、電子メールにて通知

②プレゼンテーションの参加人数

プロポーザル参加者1者につき3名以内とする。

③実施方法

ア 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（概ね20分以内）

プレゼンテーションはパソコンを使用して行うことができることとし、プロ

ジェクター及びスクリーンは、審査委員会で準備する。ただし、パソコン等の必要機器はプレゼンテーション審査参加者が持参すること。

また、プレゼンテーションは、提出した企画提案書の提出順に行うものとする。企画提案書以外のデータを用いた説明は認めないので留意すること。

イ 質疑応答（概ね20分以内）

④議事録の提出

プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を令和7年12月16日（火）までに電子メールにて提出すること。

（メールアドレス：kouryuu@city.kai.yamanashi.jp）

（3）審査結果

審査を受けた各プロポーザル参加者に対し、令和7年12月16日（火）に電子メールにて審査結果を通知する予定。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

8 優先受託候補事業者との協議・契約等

（1）優先受託候補事業者との協議・契約

実行委員会は、審査により選考された優先受託候補事業者と、提案された内容や金額について、必要に応じて内容の協議を行い、受託事業者として契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、実行委員会は、次点受託候補事業者と協議を行う。

なお、協議についての議事録は、優先受託候補事業者において作成することとし、これに伴う費用は優先受託候補事業者の負担とする。

（2）支払方法

受託事業者は実行委員会と契約を締結し、契約内容に基づいて受託業務を実施する。実行委員会は業務の完了後、検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

なお、中間金等の支払いは原則としては応じないが、受託事業者の経済状況・受託事業の内容等を鑑み、状況に応じて実行委員会と協議し対応する。

（3）その他

受託事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

9 プロポーザル参加者の失格

プロポーザル参加者が次の各号に該当する場合は、失格とする。

（1）4の参加資格要件を満たさなくなった場合

（2）提出書類等に虚偽の記載があった場合

（3）当該審査の公平性を害する行為や当該プロポーザルの手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。

（4）審査委員会の選考委員または実行委員会事務局職員に対して、直接または間接的

に当該プロポーザルに関し援助を求めた場合。

- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション審査に正当な理由が無く参加しなかった場合

10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、当該プロポーザルを実施することができないと実行委員会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は実行委員会に請求できない。

11 プロポーザルの辞退

第5章第1項の参加表明書及び宣誓書を提出後に、当該プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届（第8号様式）を提出すること。

12 その他

- (1) 当該プロポーザルの応募に係る全ての経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 実行委員会は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 実行委員会は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。
- (4) 実行委員会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提案内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全てプロポーザル参加者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、実行委員会の指示のもと変更等を加える場合がある。

13 スケジュール

No.	内 容	日 程
1	実施要領の公表	令和7年11月21日（金）
2	実施要領に関する質問受付	募集開始～令和7年11月27日（木）
3	質問回答	令和7年11月28日（金）
4	企画提案書等の提出期限	令和7年12月5日（金）
5	プレゼンテーション審査	令和7年12月12日（金）を予定
6	プレゼンテーション結果通知	令和7年12月16日（火）を予定
7	本契約締結	令和7年12月下旬を予定

14 連絡先

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市サクラまつり実行委員会事務局（甲斐市市民生活部市民協働推進課内）

担 当：森田、大西

TEL：055-278-1704

FAX：055-276-7214

電子メール：kouryuu@city.kai.yamanashi.jp